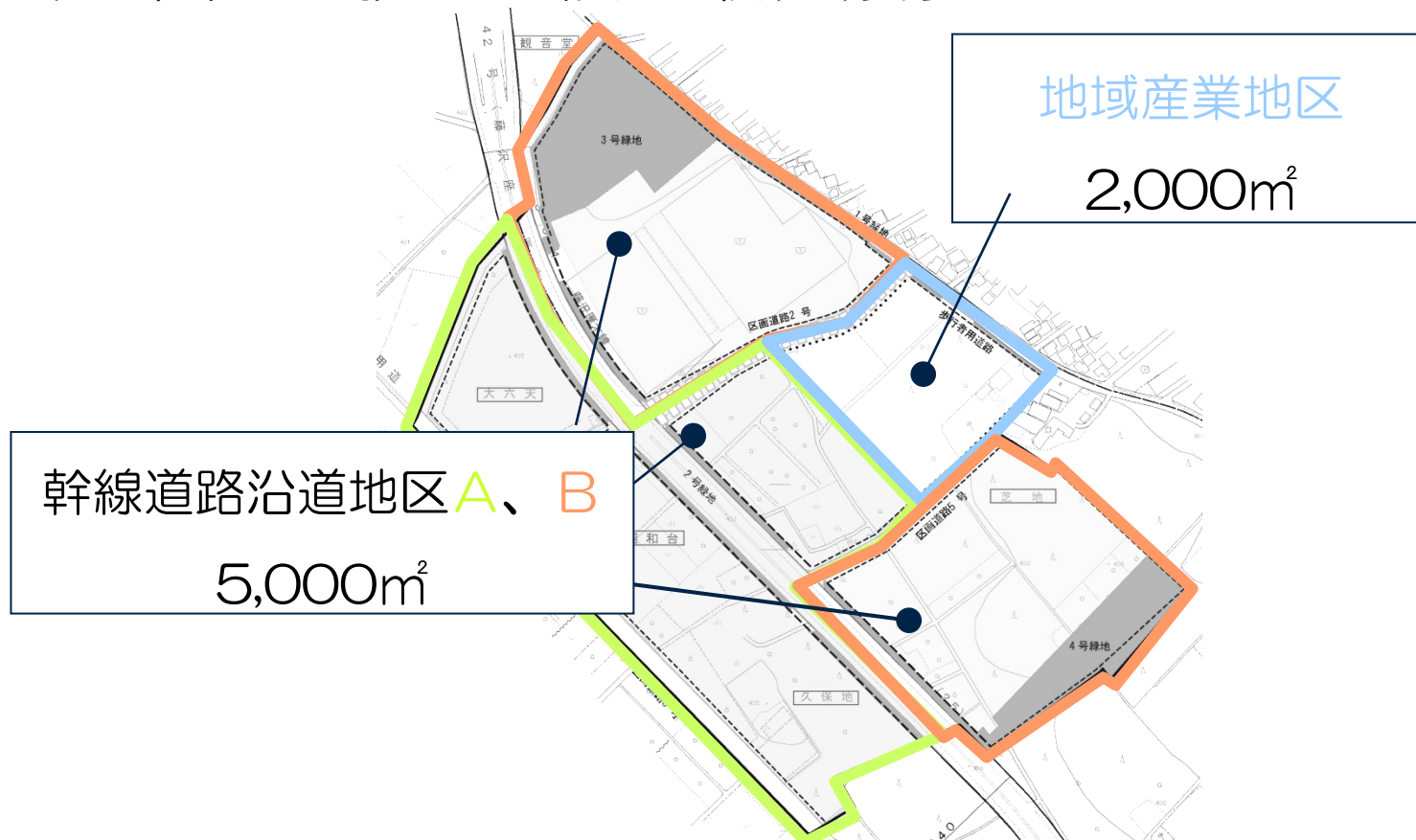


# 地区整備計画 【建築物等に関する事項】

## 建築物の敷地面積の最低限度



ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地については、この限りでない。

# 地区整備計画 【建築物等に関する事項】

## 壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次の各号によるものとする。ただし、バス停留所の上屋及び便所についてはこの限りでない。

### 幹線道路沿道地区A、B

- (1) 藤沢厚木線との境界線から5m
- (2) 藤沢厚木線を除く道路又は隣地境界線から3m



### 地域産業地区

- (1) 市境における道路の境界線から3m
- (2) 前号道路を除く道路又は隣地境界線から2m



# 地区整備計画 【建築物等に関する事項】

## 建築物等の高さの最高限度

### 幹線道路沿道地区A、B

建築物の高さは、地盤面から  
20 mを超えてはならない。

ただし、告示日において現に  
存する建築物で適合しないもの  
についてはこの限りではない



### 地域産業地区

1. 建築物の高さは、地盤面から15 mを超えてはならない。
2. 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さが4 mの水平面に敷地境界線からの水平距離が5 mを超え、10m以内の範囲においては4時間以上、10mを超える範囲においては2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。
3. 前項の適用においては、建築基準法第56条の2第2項から第5項を適用する。

# 地区整備計画 【建築物等に関する事項】

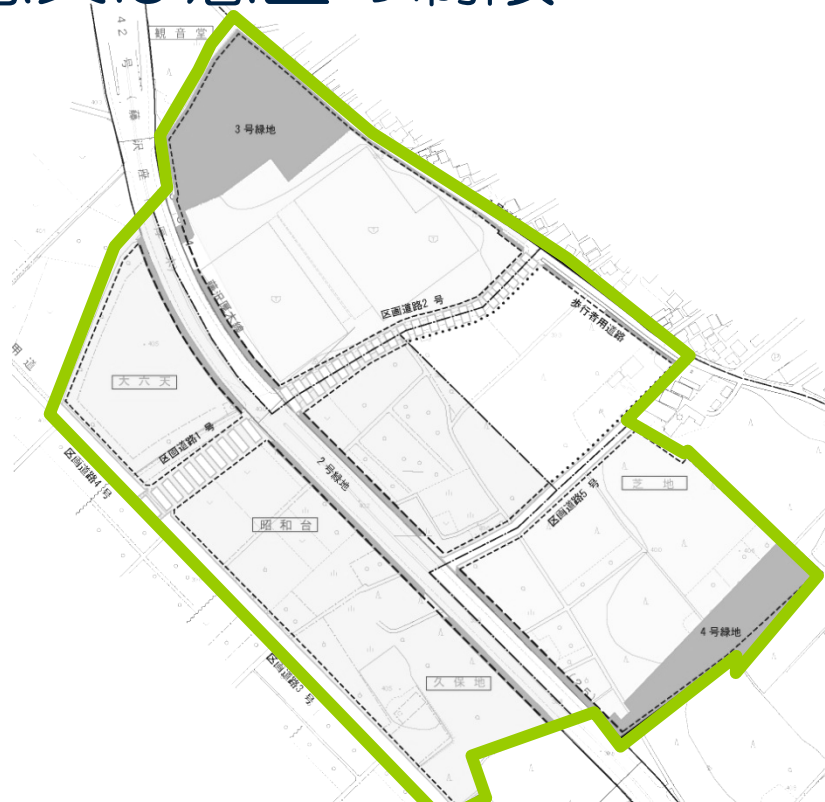
## 建築物の緑化率の最低限度



緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。ただし壁面緑化及び屋上緑化は算定しない。

# 地区整備計画 【建築物等に関する事項】

## 建築物の形態又は意匠の制限



1. 建築物の形態意匠及び色彩は、緑との調和を図るものとする。
2. 地盤面の高さは変更してはならない。ただし、土地区画整理事業による造成又は高さ0.5m以下の変更についてはこの限りではない。